

【住宅の保証について】

今回は、「住宅の保証」についての変遷情報です。

【2000年 住宅品質確保促進法】

すべての新築住宅の基本構造部分を対象に、
業者に10年間の瑕疵担保責任が義務付けられました。

【2005年に発覚した構造計算書偽造問題】

マンション業者が倒産したことにより、
消費者が瑕疵の補修費用を受けられなかった。

【2009年 住宅瑕疵担保履行法】

新築住宅を供給する業者に対して瑕疵補修が確実に行われ
るよう、保険や供託を義務付けられました。

万が一、事業者が倒産した場合でも、
10年間は補修費用が保険法人より受けられます。

*****10年を超えると、保証が無くなってしまいます*****

その後は、定期的な点検・適切なメンテナンスが必要です。

【10年毎に必要な点検項目】

- 屋根＋軒裏＋樋
- 外壁＋外部木部
- 防水＋シーリング
- シロアリ駆除処理(5年保証)



建物は10年目以降、急速に劣化が進み、特にバルコニー
の防水劣化は重大な雨漏りに直結いたします。

*****当社では、無料で点検をさせていただいております*****

★増改築・リフォーム等、お気軽にご相談ください。

 **TANABE** 201410-032
ARCHITECT & CONSTRUCTION 湘南 田辺工務店 検索
SINCE 1967

住むなら やっぱ! **木の家**
一級建築士事務所

株式会社 **田辺工務店** ☎0466-81-6316
〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭6964

<http://www.tanabe-koumuten.co.jp/> info@tanabe-koumuten.co.jp